

◎ 春のシンポジウム

4月28日(日)

於:あざれあ

韓国労働運動等から学ぶこと

報告①『最低賃金連帯』から
みる韓国の社会的連携
金美珍(キム・ミジン)氏

(一般社団法人 生活経済政策研究所 研究員)

非正規労働者が抱える問題として、雇用の不安定、生活の不安定、代表性のギャップがあります。

最低賃金委員会は、政労使の代表委員各9名で毎年審議をします。雇用労働部長官の審議要請が3月31日にあり、審議を経て、8月5日に決定されます。

『最低賃金連帯』の構成団体は、労働組合のナショナルセンター(韓国労総、民主労総)、市民運動(参与連帯、経実連)、民衆運動、当事者団体としての女性労働運動(韓国女性労働者会と韓国女性労働組合)と青年運動(韓国青年ユニオン)、その他(研究所、政党)があります。

1987年「民主化宣言」以降、「市民運動」が登場し、「市民」という主体の参加を強調するようになりました。市民運動活動の特徴として、「市民の力が世の中を変える」として、市民団体による政策対案を提示し、市民団体への信頼度が高くなり、市民団体の影響力が大きくなりました。

『最低賃金連帯』の構成団体の共通の関心は、「賃金所得不平等を緩和」し、実質的な生活賃金を確保する手段になるように最低賃金を「現実化」することです。

『最低賃金連帯』の特徴は以下の通りです。

- ① 多様な運動団体の参加
- ② SNSなどマスメディア向けの活動を通じた社会的関心を高める戦略
- ③ 労働組合の役割(仲介者、人が集まる場所や空間を作り出す、技術的な専門性:賃金政策を扱ってきた経験を持つ専門家の参加、資源の提供:人と金、運動を支える)
- ④ 当事者団体:当事者の声、正当性
- ⑤ 市民団体:社会的関心を高める

報告②ソウル市の労働政策、
静岡にどう生かす

～公契約条例と非正規の正規化

林克氏(静岡県地方自治研究所事務局長)

日韓とも労働組合組織率は他の先進国と比べて相当低く、経済的影響力はともに低い。ただ韓国の場合、民主化運動の先頭に立ってきたことから、社会的な影響力はあると考えられる。ソウル市の労働政策の導入動機が、市に関連した労働者の改善を率先して行うことによって民間にも波及させたり、直接相談窓口開設などによって地域全体の雇用の質をよくしたりして行くという考え。

ソウル市のように非正規労働者を正規化することと、公契約における労働者の賃金改善をセットで施策として進めていくことは、静岡においても一刻も早くめざすべきもの。

4月7日投票の市長選挙に立候補して、「若者が希望をもてる街」をかかげた。東京一極集中への対抗軸を明確にしてたたかい、市民からの一定の反響があった。公約実現のために市長との懇談を申し入れ。公契約条例他の実現をめざしたい。

報告③非正規労働者の運動

鍋田敏子氏(金融ユニオン)

非正規雇用が「普通」の認識を持つ若者と、正規雇用が「当たり前」の時代を経験している中高年層とのギャップ、正規、非正規雇用の労働者の団結はできていない。

目的意識的に運動の核となる人材育成が重要ではないか?組織実態の現勢の力量を認識し、どのような運動形態が適切であるか考え直す必要があるのではないか?「企業内労働組合」から「産業別」、あるいは「業種別」労働組合への運動は進むのか?

*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F(静岡県評内)

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>